

**災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの  
電力供給の協力に関する協定書**

**久留米市**

**福岡トヨタ自動車株式会社**

## 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

久留米市（以下「甲」という。）と福岡トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、久留米市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両（以下「車両」という。）からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

### （車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車（Re-Q 装着プリウス含む）

### （協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店舗等において、近隣住民への給電協力に努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

### （車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、車両を貸与する場合は、原則、久留米市役所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

### （貸与期間）

第5条 車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

### （報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第3号）を提出するものとする。

### （車両の返却）

第7条 乙が甲に貸与した車両の返却時期及び場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

(貸出に関する費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った車両の貸与期間中に本協定の目的の範囲内で生じる費用（使用料および保険料、貸出に要する費用）については、乙が負担するものとする。ただし、車両貸与後の燃料費等は甲の負担とする。

(補償)

第9条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(車両保険の扱い)

第10条 乙は、車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

(車両返却に関する費用負担)

第11条 甲が乙へ車両を返却する場合に発生する甲の費用負担は以下のとおりとする。

- (1) 貸出時の車両状態へ復旧する際に関わる費用（車両保険適用外の範囲）
- (2) 返却に掛かる費用

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 車両の用途は久留米市の防災に係る公務に限る。
- (3) 甲は、別に定める場合を除き、車両の全部または一部を転貸してはならない。
- (4) 車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第13条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第1号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

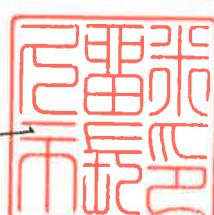
令和4年6月5日

甲 住所：福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市

久留米市長

原口新五



乙 住所：福岡県福岡市中央区渡辺通4丁目8-28

福岡トヨタ自動車株式会社



代表取締役社長

金子直幸

